

発達障害の理解のために

「発達障害」は、身近にあるけれども、社会の中で十分に知られていない障害でした。

また、「発達障害」のある人は、特性に応じた支援を受けることができれば十分に力を発揮できる可能性があります。従来はその支援体制が十分ではありませんでした。

このような背景を踏まえ、発達障害について社会全体で理解して支援を行っていくために、平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行となりました。(平成28年8月 改正法施行)

発達障害を理解する

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

※広汎性発達障害 (PDD) は自閉スペクトラム症 (ASD)、学習障害 (LD) は限局性学習症 (SLD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD) は注意欠如・多動症 (ADHD) と表記される場合があります。

それぞれの障害の特性

知的な遅れを伴う
こともあります

注意欠陥多動性障害 ADHD

- ・不注意(集中できない)
- ・多動・多弁
(じっとしてられない)
- ・衝動的に行動する
(考えるよりも先に動く)

学習障害LD

- ・「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

自閉症

広汎性発達障害

アスペルガー症候群

- ・言葉の発達の遅れ
- ・コミュニケーションの障害
- ・対人関係・社会性の障害
- ・パターン化した行動、こだわり

- ・基本的に、言葉の発達の遅れはない
- ・コミュニケーションの障害
- ・対人関係・社会性の障害
- ・パターン化した行動、興味・関心のかたより
- ・不器用(言語発達に比べて)

